

# 生保裁判連ニュース

第九号 一九九八年一月  
発行 生保裁判連事務局  
竹下法律事務所(〇五二四一三區)

福岡からの報告

## 自動車裁判に引き続き、

## 学資保険裁判でも逆転勝利！

弁護士 沢田 堀 寿 美

1、一九九八年一〇月九日午前一時、福岡高等裁判所五〇一号法廷で、生活保護の変更処分を取り消しを争った学資保険裁判の控訴審判決が言い渡されました。三年前の一九九五年三月一四日に福岡地方裁判所で言い渡された判決を全面的に破棄し、本件保護変更処分を違法と明確に断じる逆転勝訴判決です。

2、本件は、病弱な両親が三人の子どもの高校進学に備えようと、収入認定された収入を含む保護費を一四年間、毎月三、〇〇〇円ずつ、郵便局の学資保険に掛け続けたところ、満期が近づいた時に、福祉事務所から保有を許されない保険が発覚したとして解約指導を受け、結果的に、手にした満期保険金約四四万円を収入として見なされ、以降半年間保護費を減額さ

れた、という処分の違法性を争う裁判でした。

3、この処分に対し、子どもの進学を切望してきた母親を中心に審査請求を起しましたが、その途中で母親は他界し遠隔地での就職が決まっていた長女が家族の世話のために、就職を断念しました。その後、審査請求を棄却され、裁判を提起する中、もともと病弱だった父親まで他界してしまいました。この時、長女は二一歳、二女は一六歳でした。以降、この行政訴訟については福岡東福祉事務所を被告とし、損害賠償訴訟については福岡市・国を被告とする裁判を、この幼い姉妹二人で戦ってきたのです。

4、一審判決は、一般論としては保護世帯が子どもを高校へ通わせるために保護費を貯めたときに、

それを収入認定することは裁量権の濫用になる、という判断を示しつつも、姉妹は世帯主でないから保護受給権が存在しない、両親が貯めた金員も保護費を貯めたものかどうか分からない、貯金を二女が高校進学のために使用する目的だったかどうか分からない、として、この姉妹の訴えを却下しました。

5、弁護団は、控訴審において、世帯主以外の者にも保護受給権はあるという点は言うまでもなく、訴訟が始まってから一貫して行政がケース記録の提出を拒み、かつ両親も既に亡くなっていることから説明が困難だったこの世帯のこれまでの生活状況を、存在する資料を基に、ケースワーカー経験者に原告世帯の生活状況を再現してもらおう等丹念に立証し、収入認定された収入や保護費以外にこの保

険の原資はあり得ないという点を明らかにすることに全力を注ぎました。

6、控訴審判決は、まず、当然のことながら、保護受給権は世帯員にもあると判示し、また、行政側が指摘していた形式的な訴訟要件である、「審査前置」も本件では尽くされていると判示しました。7、そして、行政訴訟に関してですが、まず、一般論として、「憲法二五条の生存権保障を具体化するものとしての生活保護制度は、被保護者に人間の尊厳にふさわしい生活を保障することを目的としているものであるところ、人間の尊厳にふさわしい生活の根本は、人が自らの行き方ないし生活を自ら決するところにあるのであるから、被保護者は収入認定された収入はもとより、支給された保護費についても、最低限度の生活保護及び自立助長といった生活保護法の目的から逸脱しない限り、これを自由に使用することができると言うべきである」とし、「将来の使用に備えてその一部を貯蓄に回すことも許されないわけではないと判示しました。さらに「保護費等を原資とする預貯金は、その貯蓄の目的や態様(金額を含む)等に照らして、要保護者の最低限度

の生活の保障とその自立助長を図ることを目的とする生活保護法の趣旨目的を逸脱するようなものではなく、かつ一般国民感情に照らしても違和感を覚えるようなものではない限り、収入認定の対象となるべき被保護者の資産等には当たらないものというべきである。」と判示し、本件収入認定の問題は、行政の裁量権の逸脱の問題ではなく、法律解釈の問題であると判示しました。

8、さらに、事実認定においても、証拠を丹念に捉えて、特に何か別の収入があったことを疑わせる事実のない本件では、本件世帯の収入は保護費と収入認定された収入以外に存在しないと推定すべきだし、目的についても本件世帯の状況からすれば、高校就学であったと認定できると判示しました。

9、行政の行き過ぎに対して、「裁量権の濫用」ということで、その行き過ぎを是正する判断は割と存在しますが(本年五月の自動車裁判増永訴訟もさかり)、行政処分を法律解釈上「違憲・違法」と断じる例が少ない現状からすると、行政処分的前提となった行政側の法解釈を明白に違法と断じた本判決は価値があるといえます。かつ、行政側は、本件世帯に関するケース記録も出さず、この世帯に他に

# 全国生活保護裁判連絡会

## 交流会第四回総会成功裏に終る

一九九八年九月六日大阪府立労働センター(エルおおさか)で、

全国生活保護裁判連交流会第四回総会が「明るくかちとる明日の福祉」にわで育った福祉のネットワーク」と題して開かれ、約一〇〇人が参加し熱心な議論が行なわれ

午後中は、竹下事務局長の基調報告、増永訴訟弁護団の深堀弁護士の勝訴確定の特別報告、記念シンポジウム「不況・リストラ下の生活保障・生活保護」が行なわれ、午後には、「生活保護と介護保障」(第1分科会)、「最近の生活保護争訟をめぐる諸問題」(第2分科会)、「社会保障ネットワーク」(第3分科会)に分れて議論が進められました。

午前中の全体会の議論はこれまでの三回の総会とは趣向を変え、記念講演という形ではなく、現在の生活保護をめぐる実態を立体的にとらえるため四人のシンポジウムから問題提起をしようというシンポジウム形式(司会、木下秀雄氏(大阪市大))が試みられました。

## 交流会第四回総会成功裏に終る

まず、弁護士の河原林昌樹氏からは「破産事件にみる貧困の実態」と題し、事件から目の当たりにする生活実態を含めた報告がされました。自己破産をめぐって、離婚により夫に引き取られた子どもに会うための交通費を借入したこと

をきっかけに、支払不能となっていた事例、子育てのために仕事に就くことができず、生活費を賄うために借金するようになった事例、生活費の補填と妻の医療費支払いのために借金を重ね、自己破産・生活保護受給となった事例、が報告されました。次に「中小業者の分野における貧困問題について」、大商連の森野一志氏が、業者だけの努力ではどうにもならない最悪の状況に陥っているという実態が報告されました。例えば、半期毎の営業動向調査でも、昨年と比較して売上が減少している業者が七二・五%、利益の減少が七六・九%と落ち込みが激しく、全商連が把握している自殺者は八四人にもものぼり、民商の会議でも、自殺、夜逃げ、不渡りなどの話が出る、という報告が

ありました。

医療ソーシャルワーカーの戸田輝子氏は、「医療保障制度のたびかさなる改悪と住民の命と健康の危機」と題し、昨年一年を振り返って、消費税率の上昇による影響や、昨年九月一日からの医療改悪、また勤務されている病院が所在する堺市での国保料の一四%もの値上げは、病人であっても病院に来ることができないといった状況を生み出している、特に九月の医療費負担改定以降、患者数が減少することは予測できていたが、自殺者や孤独死が出るほど事態が深刻化するとは考えられなかった、と語られました。

最後に「福祉事務所から見た貧困」について、生活保護のケースワーカーの氏久廣氏が報告しました。最近の福祉事務所では、不況下で窓口相談が一気に増え、都市部では平成四年を境に保護世帯が増加しているとの指摘がされました。他方、財政構造改革に基づく案として、福祉事務所の必置規定をやめ、相談窓口の一本化などが政策サイドで検討がされ、国民の「自立・自助」の思想をおおって、「貧困は自己責任である」、という世論を形成しようとしている、という指摘がされました。

シンポジウムでは国民の深刻な生活実態が浮き彫りになるとも、に、自殺や孤独死に至る最悪の事態を何とかして避けるためにも、生活保護法の活用が求められることが明らかになりました。また、医療費負担の増大に対して国保の自己負担減免要求を行なっている

## 田沼訴訟 第一審 敗訴

社会政策・労働運動論の研究者で原水爆禁止運動でも活躍された田沼肇氏が、東京都重度心身障害者手当の不支給決定の取消しを求めて提起していた訴えに対する判決が、九月三〇日東京地裁で出されました。結果は、残念ながら原告敗訴という内容でした。

田沼氏は、当時、「パーキンソン病による四肢体幹機能障害」と診断され、「単関節での運動は可能」でしたが「無動症状」が顕著でした。一九九三年に田沼氏は、東京都に対して重度障害者手当受給資格申請を行ないました。しかし、都は、「条例は、四肢と体幹機能が全廃の状態にあるものを対象としているが、田沼さんの場合はこれに該当しない」と判定し、申請を認めませんでした。田沼さんは、異議申し立てを行ないこれが棄却された後、一九九六年一月に本件訴訟を提起しました。

事例等も紹介されました。全体として、時間的制約のため、十分議論が深まらなかった点がありましたが、今後議論を広げていくきっかけになったのではないかと、思います。

木下 秀雄

(大阪市大教授)

判決は、「常時、複雑な介護を必要とする」者に対して手当を支給する、という条例の目的にもかかわらず、具体的判定基準として、別表で、四肢の機能喪失というより狭い基準を定めることは「財政事情を含む当該地方公共団体の諸事情の下において決定されるべき政策問題」として、総合的判断を求める原告の主張を退けています。

また、障害の程度の判定でも、「無動が生じても両上肢及び両下肢の機能が失われたとまでは言えない」と判断しています。本件は、地方自治体の条例に基づく給付をめぐって障害の判定基準とその適用が争われている事例ですが、これは、介護保険導入後まさに焦点となる論点であり、裁判の行方に注目するとともに支援を強めていく必要があります。

木下 秀雄

(大阪市大教授)

# 京都・永井訴訟に

## 不当な上告審判決

弁護士 尾藤廣吉

永井訴訟とは

聴覚に障害を持つ永井哲さんと永井実可さんは、一九七八年（昭和五三年）四月に事実上の婚姻をし、一九七九年（昭和五四年）一月に長男の唯君を出産しました。

永井哲さんが聴覚に障害を持つところから、児童扶養手当法第四条一項によって児童扶養手当を受ける資格があったのですが、永井哲さんも永井実可さんも行政がこの制度の内容を十分に広報していなかったところから、この資格があることを知らず、一九八一年（昭和五六年）三月四日になってやっと申請をし、その結果、京都府知事は、申請した日の属する月の翌月である一九八一年（昭和五六年）四月分からこの手当を支給する旨の決定を下しました。

そこで、永井さんらは、同一の事情に対して支給される母子福祉年金は、年金の支給事由が発生した日の属する月の翌月から溯って支給されるにもかかわらず、この手当については、本来受給権の発

生した翌月までに溯らないことは憲法第二五条、第一四条に違反していること、また、国、京都府がこの制度の広報を十分に行っていないことによって、制度の存在を知らず、申請が遅れたものであるにもかかわらず、広報を十分に行わなかった京都府知事が、一九七九年（昭和五四年）一月から一九八一年（昭和五六年）三月までの間（永井さんらが制度の存在を知らなかった間）の児童扶養手当を支給しない旨決定したのは違法であるとしてその処分の取消しを求めました。

また、あわせて、手当の申請に対する処分は、既に存在する受給権の確認的行為であるところから、公法上の債権として、京都府知事に手当の支給を直接に求めるとともに、永井さんらの右手当の認定請求が遅れたのは、京都府の制度周知徹底義務に違反があったことが原因であるとして、右の不支給となった手当相当額と慰謝料を損害賠償として請求しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

京都府知事は、この判決を不服として、控訴しました。

められない、広報・周知徹底の方法、範囲等は、国の裁量に委ねられているが、本件の場合には、違法性を帯びるほどのものとは認められないということをあげていました。

最高裁判所の判決は

永井さんらは、当然、この判決を不服として、最高裁判所に上告しましたが、最高裁は、上告から約五年も経った本年九月一〇日、理由が三頁しか付されていない極めて短い判決を下し、永井さんらの上告を棄却しました。

その理由は、第一に、児童扶養手当の支給開始時期を原則として認定請求をした日の属する翌月からとする定めは、憲法に違反しない。第二に、処分の取消しを求めない。第三に、制度の広報・周知をめぐり、京都府側の対応に違法がないとした原審の判断は容認できるというものでした。

この判決では、第一に、生存権の保障のために社会保障制度はどのうあるべきか、また、児童扶養手当受給者と母子福祉年金受給者との明らかな差別について、法の下の平等上どうあるべきかという最も大きな争点について、全く具体

的な判断を放棄しています。第二に、社会保障制度の周知徹底のあり方、即ち、手続き的権利の重要性について、全く理解しようという姿勢がみられません。

第三には、国、京都府がこの制度の広報に全く努力していなかった事実、永井さんらが再三福祉事務所等を訪れた際にも全くこの制度の存在を知らされることがなかったという実態も全く考慮に入れないなど事実をみようとしていないこと、第四には、永井さんが、本件の申請時から一貫して、一九七九年（昭和五四年）一月から一九八一年（昭和五六年）三月までまでの手当の支給を求めており、京都府はこれを拒否してきた実態を見ずに、取消請求について、拒否処分は存在していないとして、門前払いしていることも問題です。

最高裁は、五年近くもの長期にわたって、いったい何を検討してきたのかと言いたくなる判決内容です。

この事件の教訓と成果は

しかしながら、永井さんの提起した問題の重要性は、決して今も失われておりません。一審判決であったとはいえ、社会保障制度の周知徹底についての行政の法的義

# ホームヘルパー派遣訴訟で

## 不当判決

弁護士 竹下育男

九月二十九日、大阪地方裁判所第七民事部は、ホームヘルパー派遣訴訟について、原告敗訴の不当判決を下した。派遣訴訟の内容については、既にご承知のことと思うので、判決の内容と今後の方針について、ご報告することとする。

今回の判決のうち、特に問題とされるべきは次の四点である。

第一に、右訴訟のうち、週三回の派遣変更決定の取消を求めていた部分について、訴えの利益が否定され却下された。行政処分は、取消を求めるときには、処分性や訴えの利益といった要件が必要とされる。これが具備しないと判断された場合、当該処分の違法性の判断すらしてもらえない。いわゆる「門前払い」となる。判決では「週二回から週三回への変更は、原告にとって有利な処分」との理由で取消を求めると利益がないとされたのである。

第二に、取消訴訟における処分性に関わり、ヘルパーの派遣変更申請権の有無が問題となったが、

判決は「老人福祉法には申請という文字がない」との理由で、要綱等の内容を全く斟酌することなく、申請権を否定した。

第三に、派遣回数等の増加を求めていたにもかかわらず、放置されたことに対する国家賠償請求については、申請権がないことを前提とし、財政的な制約等を根拠に福祉事務所に大きな裁量を認められた。

第四に、右裁量権行使に関し、担当ケースワーカーらが、原告の要介護状態等につき十分な把握をしていたとの認定をし、その行使に逸脱はないとしている。ワーカーの証人尋問結果やケース記録を精査していれば、到底ありえない事実認定である。

判決の前に、弁護士で話していた時には、現在週六回になっていくとの理由で取消訴訟は訴えの利益は否定されるかもしれないが、法令上の申請権が認められるだけでも意味があるし、国賠において、余りに杜撰なケースワーカーのケ

ース管理について違法性は認められるだろうとの予想が一般的であった。それだけに、判決に対する弁護団からの非難はすさまじいものであり、また支援者からも裁判所に対する憤りの声が上がった。本件については、既に原告とその親族とも相談のうえ、一〇月一日に控訴をしている。問題点は、

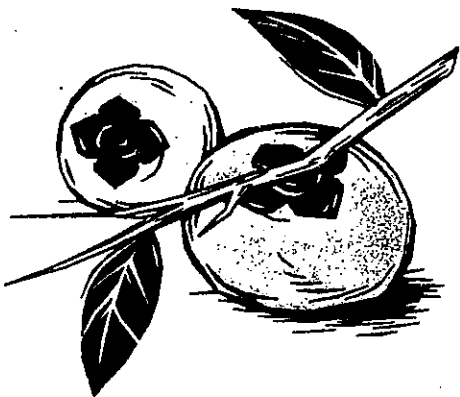
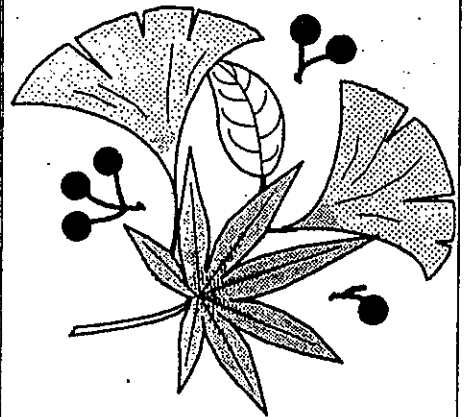
も生命保険からの借入れがあった等の事実のみを強調し、この世帯を「不正受給者」呼ばわりし、保険金の原資は何か分からないがやましいお金であるかのごとく主張していましたが、高裁判決は「金融資産は」これが保護受給中に貯蓄されたものである場合は、その原資についてこれが他からの収入によるものが明確であるなどの事情が認められない限り、事実上、保護費ないし収入認定された収入

務を認めた判決が下されたことの重みは極めて大きなものがあります。日本では、社会保障の系統的な権利の重要性がほとんど根付いていない中で、この重要性に光をあて、行政にその充実を求める運動の出発点を作った意味は、今も失われておりません。永井さんと弁護団は、今、この

申請権の有無、訴えの利益の有無、財政的制約論に対する反論等多くあるが、学者や新たに参加した弁護団員により従来の主張を再チェックしてもらい、さらに充実した主張立証を行う予定である（弁護団は巻き返しに向け、支える会とともにたたかおうと、意気盛んです）。

を原資とするものと推定すべき」として、そのような事情のない本件で、右行政側の主張も退けています。10、5月の自動車保有を巡る裁判では、保護廃止処分を取り消す旨の正文は勝訴でしたが、弁護団の主張・立証の主要部分が認められない、弁護団としては納得いかなかったものでしたが、今回の判決は、一般論でも、事実論でも、存在する客観的な事実から、弁護団の主

運動の教訓と成果をより広くの人に知ってもらい、社会保障の系統的権利を確立するための運動を今後も続けていく決意であり、運動の経過について出版の作業を企画中です。



張・立論をほぼ認める判断を示しており、ほぼ完璧な勝訴判決といえます。弁護団は、福岡市や国がこの高等裁判所の判断を重く見て、判決にしたがい、早急に生活保護における運用を改めて欲しいと切に考えています。